

在朝鮮国連軍に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年一月三十一日

翫 正 敏

参議院議長 長 田 裕 二 殿

在朝鮮国連軍に関する質問主意書

在朝鮮国連軍は、朝鮮戦争休戦後、南北朝鮮が国連に同時加盟した現在においてもなお韓国に駐留している。また国連軍司令官は米陸軍大将であり、米韓連合軍司令官及びその隷下の米韓連合軍地上軍構成軍司令官、さらには在韓米軍司令官、米陸軍第八軍司令官を兼任しており、国連軍と米軍の区別をつけ難くさせている。

一九九一年十一月二五日に開かれた米国上院外交委員会東アジア・太平洋問題小委員会が開かれた公聴会では、米政府が朝鮮民主主義人民共和国の核関連施設を軍事手段で破壊するという措置を真剣に考慮し始めたとの証言がなされたという(一九九一年二月二六日付『産経新聞』夕刊)。

また「米政府は日韓両国政府に対し、北朝鮮の核再処理施設へのピンポイント爆撃の可能性にまで言及したといわれている」(一九九一年二月九日付『公明新聞』)という報道もなされている。仮に

こうした行動が行われた場合、それが在朝鮮国連軍の行動か、在韓米軍の行動なのか区別されなければならず、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」でいう「国際連合の軍隊」に該当するものすべてを明らかにされたい。

二 同協定第五条第一項の規定に基づいて現在使用されている施設の所在地すべてを明らかにされたい。

三 国連軍司令官がその職務に基づいて行う業務と、米韓連合軍司令官、米韓連合軍地上軍構成軍司令官、在韓米軍司令官、米陸軍第八軍司令官それぞれの業務とはどのように区別されているのか明らかにされたい。

右質問する。